

令和 7 年度

南あわじ市保育所等入所案内書

この「保育所等入所案内書」をよく読んでいただき、入所条件に該当しているかご確認のうえ、必要書類を添えて手続きしてください。

入所理由に該当しているか審査し、後日、入所の可否を決定しお知らせします。

令和 7 年度当初の申込みについて

1. 申込方法・受付期間

①	WEB 申込 (要マイナンバーカード)	10月7日(月)～26日(土)
②	申請用紙を市役所に提出	10月7日(月)～25日(金) ※土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分 (木曜日は19時まで)
③	申請用紙を保育施設に提出	10月21日(月)～25日(金) 午前9時～午後5時

2. 配布・受付場所

WEB(詳細は市HP)、または市役所か第一希望の保育所等
(事前の電話連絡は不要です)

※津井幼稚園希望の方は、WEBまたは子育てゆめるん課でお手続きください。

※受付期間中に証明書の作成・提出が間に合わない場合は、その旨をお伝えください。

3. そ の 他

(1) 産休又は育休明けによる職場復帰のため、令和7年度の途中で入所希望される場合も上記受付期間内にお申込みください。

(2) 3歳児以上の場合、育児休業中でも4月当初より入所可能ですが、3歳未満児の場合、育児休業中の入所はできません。

(3) 南あわじ市以外の保育所等に入所申込(広域入所)される場合は、子育てゆめるん課にてお手続きください(p.8 参照)。

年度途中の申込みについて

上記の一斉申込後に令和7年度の途中で入所の必要が生じた場合は、入所を希望する前月15日頃までに申込書類の提出が必要となりますので、事前に子育てゆめるん課へご相談ください。※定員数を超えた場合等、入所できないことがあります。

南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課
TEL 0799-43-5219



認定について

保育所等を利用するためには、南あわじ市から保育の必要性の有無等に応じた認定「教育・保育認定」を受ける必要があります。

認定には、3つの区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

区分	対象児童	保育の必要性	利用施設
1号認定（教育標準認定）	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定（保育認定）	満3歳以上	あり	保育所（園）、認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満	あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育所

また、2号認定と3号認定については、保育が必要な時間（就労等の時間）に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分に分けられます。

区分	保育が必要な時間	施設利用時間
保育標準時間	就業等時間が月 120 時間以上	8 時～18 時
保育短時間	就業等時間が月 64 時間以上 120 時間未満	8 時～16 時

※ 私立施設の利用時間は各施設で異なりますので、直接お問合せください。

クラス年齢（令和7年度）

令和7年4月1日時点の年齢がクラス年齢となります。

「3歳児クラス」になる児童の場合 … 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
（4月1日時点で3歳、令和7年度中に4歳を迎える児童）

各保育施設について

保育所 （保育園）	家族（父母や祖父母など）の皆さんが働いていたり、病気だったり、病人の看護にあたっているなどいろいろな事情のために、お子さんの面倒をみるできないような状況にあるとき、保護者の委託を受けてお子さんを保育する通所型の児童福祉施設です。
幼稚園	満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。 教育時間は午前中4時間で、家族が働いている・いないに関わらず、入園が可能です（公立の場合、3歳児からで、8:30～0:30 昼食有。私立の場合は、直接ご確認ください）。 午後の預かり保育を希望する場合は、保育所入所と同様の入所要件が必要となります。
認定こども園	保育所と幼稚園の両方の機能を持っている児童福祉施設です。 保育を希望する場合は、保育所入所と同様の入所要件が必要となり、満3歳以上で午前の教育時間のみを希望する場合は、幼稚園入所と同様で家族が働いている・いないに関わらず、入園が可能です。
地域型保育所	保育を希望するお子さんで、主に0歳児から2歳児までを対象とし、少人数で保育する施設です。

入所できる児童（保育認定を受けられる児童）

児童の保護者（両親等）が次のいずれかの理由により保育の必要性があると認められる児童、
かつ、1ヶ月64時間以上、家庭で児童の保育ができないことが最低条件となります

●保育の実施を必要とする理由

(1)【就労】	保護者等が昼間に労働することを常態としている場合
(2)【母親の出産等】	母が妊娠中であるか又は出産後間がない場合
(3)【疾病・障害等】	保護者等が疾病、負傷、又は精神や身体に障害があるため、児童を保育できない場合
(4)【病人の看護等】	保護者等が長期にわたり疾病や心身に障害のある同居の親族を常に介護しているため、児童を保育できない場合
(5)【家庭の災害】	震災、風水害等、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
(6)【求職活動】	保護者等が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、児童を保育できない場合
(7)【就学】	保護者等が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童を保育できない場合
(8)【虐待・DV】	児童虐待やDVのおそれがあるため、児童を保育できない場合
(9)【育児休業取得】	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合
(10)【特例・その他】	市長が認める前各号に類する状態にある場合

※ 入所要件に該当し、かつ児童に心身の障がいがあると思われる場合、受入体制等を考慮する必要がありますので、申請時あるいは面接時に必ずお申し出ください。

※ 幼稚園・認定こども園の1号認定（午前8:30～午後0:30の教育時間）のみを希望される場合は、上記の要件を満たす必要はありません。
申込多数の場合は、当該児童、世帯の状況に応じて決定します。



認定申請及び入所申込に必要な提出書類

① 教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書

② 保育を必要とする証明書

児童の父母について提出してください(ただし、父母以外で生計中心者がいる場合は、その方の分も提出してください)。

保育を必要とする理由		必要書類
(1) 【就労】 (9) 【育休】	会社員等	「就労証明書」 ・勤務先で証明を受けてください。 ・内定の場合、採用後、改めて就労証明書の提出が必要です。 ・育休中で、復帰後入所予定の場合は、育休終了期間が記載された証明が必要です(復帰後、改めて就労証明書の提出必要)。
	自営業・農漁業	「就労証明書」 ・事業主から証明を受けてください。
	就労予定	「就労証明書」または「保育所等入所理由申立書(求職活動、就学、その他)」 ・入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。
(2) 【母親の出産等】		母子健康手帳(表紙・分娩予定日掲載ページ)の写し (入所期間は、概ね出産予定日2ヶ月前から出産後3ヶ月まで)
(3) 【疾病・障害等】		「保育所等入所理由申立書(疾病・障害、看護・介護)」 および 疾病の内容や程度、療養の期間がわかる診断書の2点
(4) 【病人の看護等】		「保育所等入所理由申立書(疾病・障害、看護・介護)」 および 看護や介護を受ける家族の方がその必要があると分かる書類(診断書・身体障害者手帳等)の2点
(5) 【家庭の災害】		「保育所等入所理由申立書(求職活動、就学、その他)」 および 罹災証明書等の写しの2点
(6) 【求職活動】		「保育所等入所理由申立書(求職活動、就学、その他)」 ※入所期間は3ヶ月以内。3ヶ月以内に就労等証明の提出がない場合、原則、退所となります。
(7) 【就学】		「保育所等入所理由申立書(求職活動、就学、その他)」 および 在学証明書の2点
(8) 【虐待・DV】		「保育所等入所理由申立書(求職活動、就学、その他)」 および 各機関(子ども家庭センター等)での相談証明の2点
(10) 【特例・その他】		市長が必要と認める書類

③ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書〔公立の場合のみ提出〕

入所決定通知と合わせて送付しますので、入園説明会でご提出ください。※提出締切2月末日(私立施設の場合は、施設より別途提出依頼があります。)

- ・用紙に記載されている金融機関又は、ゆうちょ銀行を指定してください。
- ・通帳の届出住所・印とあっているか確認し、2枚目にも押印してください(記入例参照)

※ ②③は、きょうだい同時入所申込みの場合、原本は1部で構いません。年齢の若い児童に添付してください。

※ 単身赴任等の理由で住民票が南あわじ市外にある方がいる場合は、その方のマイナンバーカードの写しを添付してください。

※ 転入等により市民税額が不明な方には、課税証明書等の提出を求める場合があります。

申込から利用決定までの流れ

- ① 申込み 表紙の期間に申込み受付します。
- ② 審査 提出書類により審査し、保育の必要性の高いお子様から入所施設の利用調整をしていきます。
※次の場合は入所することができません。
 - (1) 申込内容に虚偽があった場合（入所中でも途中退所していただくことになります。）
 - (2) 入所要件に該当しない場合
 - (3) 定員数を超過して入所申込があった場合※ 全体の定員や年齢別の定員を超えた場合は、保護者の就労、家庭の状況等を考慮し、より保育の必要性の高い子どもを優先します。
- ③ 入所決定・通知 入所決定の場合、1月末頃に認定証、入所承諾書を送付します。
入所できない場合、1月中に意向確認書を送付します。
- ④ 入園説明会 （公立施設）令和7年2月5日10時～ 各保育施設で行われます。
年度途中で入所する方もご参加ください。
（私立施設）各保育施設等より日時や入園準備物等の案内をお送りします。
- ⑤ 保育料等決定通知 4月初旬までに送付します。

入所(園)式（予定日）

公立保育所(園)・こども園・・・令和7年4月 7日(月)
公立幼稚園・・・令和7年4月10日(木)

入所申込・入所後に必要な届出

入所申込後、又は入所決定後に次のような場合は、保育料等が変更となる場合がありますので、変更があり次第、必ず保育所等又は子育てゆめるん課へ届出てください。

なお、認定変更は申請のあった翌月からとなりますのでご注意ください。申請が遅れた場合、原則遡っての変更はできません。また、入所、退所は月単位(初日入所・末日退所)のため、日割りによる保育料・副食費の算定はしません。

1. 住所・世帯構成・氏名変更・保護者変更等（離婚・結婚・転居等）
2. 就労先・就労時間の変更
3. 保育の理由の変更（就労⇔求職など）

〔提出書類〕

- ①入所申込書記載事項変更届
- ②教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書（表面）
- ③勤務証明書等の証明書類

※年度の途中での転園は、相当の理由がない限り認められませんので、事前に子育てゆめるん課へご相談ください。



保 育 時 間（保育所・認定こども園）

1. 通 常 保 育 ※私立施設については、直接ご確認ください。

月～金曜日	保育短時間 8時00分～16時00分 保育標準時間 8時00分～18時00分
土曜日	8時00分～18時00分(昼食有)注：短時間認定の園児は16時00分までです。 (実施場所) 八木保育所

※ 就労等のため土曜保育を希望する場合は、利用前月の15日までに通所中の保育所等へお申込みください（買物や娯楽などの私的な理由による利用はできません）。

2. 延 長 保 育（有料） ※私立施設については、直接ご確認ください。

利 用 日	月～金曜日
時 間	①全施設の短時間認定の方 16時～18時 ②市こども園・神代保育所の標準時間認定の方 7時～7時30分・18時30分～19時
要 件	共働きによる就労や通勤に時間を要する等のやむを得ない事情があり、認定時間を超えての保育がどうしても必要と認められる場合
利用方法	入所申込時、又は就労時間等に変更が生じる場合に保育所等へお申込みください。原則、利用の前月15日頃までに申し込んでください。
利用料金	通常保育料とは別に定めた保育料（月額）を翌月に徴収します。 保育料は世帯の課税状況により決定します。 （この料金は、光熱水費やおやつ代となります。）

※ 買物や娯楽などの私的な理由による場合、又は一時的な利用はできません（月単位の利用となります）のでご注意ください。

3. 入所当初の保育時間

保育所等に通い始める児童は、集団生活に慣れるためにどうしても一定期間かかるのが通例です。このため、新しく入所される児童に限り、2週間程度短時間（お昼すぎまで）のならし保育となります。ただし、勤務等の関係で短時間の保育が不都合な場合は、各保育所等にご相談ください。

4. 休所（園）日

日曜日・祝日・振替休日・年末年始（12月29日～1月3日）

※土曜日保育については、上記「1. 通常保育」を参照ください。

保 育 時 間（幼稚園）

1. 通 常 保 育 ※私立施設については、直接ご確認ください。

月～金曜日	教育時間 8時30分～12時30分 預かり保育 12時30分～16時00分
-------	--

※ 延長保育、土曜日保育の実施はありません。

保 育 料 ・ 給 食 費

1. 保育料・給食費の算定方法

保育料・給食費は、世帯の市町村民税所得割額や児童の年齢、保育時間等により決定します。

祖父母等が入所児童を税や健康保険上、扶養していたり、生計の中心者である場合は祖父母等の税額も合算します。

なお、保育料・給食費を決定する際、「配当控除」「外国税額控除」「寄付金控除」「住宅借入金等特別控除」「特定増改築等に係る住宅借入金等の所得税額特別控除」等は適用せず、これらの控除前の税額で算定することになります。

また、4月～8月の保育料・給食費は、令和6年度住民税（令和5年1月～12月中の収入）をもとに決定し、9月以降は令和7年度住民税（令和6年1月～12月中の収入）をもとに決定します。

※所得未申告等により税額を確認出来ない場合、保育料の算定ができず、最高額に決定する場合がありますので必ず申告してください。

2. 保育料徴収基準額

保育料の各階層の額については、国の基準や保育経費等を考慮し決定する予定です。

（参考までに令和6年度保育料徴収基準額一覧をP.9に掲載しています）

3. 3歳児以上の入所児童にかかる保育料

所得に関わらず、保育料は無償（0円）となります。

4. 第2子目以降の入所児童にかかる保育料

同一世帯から2人以上の児童が入所（同時入所）している場合、第2子目は半額、第3子目以降は無償（0円）となります。※所得割額が57,700円未満の場合は、小学生以上も含めてカウントします。（p.10 参照）

5. 3歳児以上の給食費

3歳児以上の給食費徴収・免除については、上記1のとおり決定します。

（3歳未満児の給食費は保育料に含まれています。）

公立の場合、令和6年度は月額4,000円（令和7年度以降の給食費は、入所決定の時期に改めてお知らせします）。私立の場合、施設により金額が異なります。

6. 保育料・給食費の徴収日

毎月25日（金融機関が休みの場合はその翌日）、指定の金融機関より口座振替します。

期日までに保育料・給食費を納付していただける預金をご準備願います。

※口座を変更する場合は、用紙をお渡ししますので保育所等へ申し出てください。

※私立施設については、各施設にお問い合わせください。

保育所等への送迎

児童の保育所等への送迎は、保護者の責任で行ってください。

入所後の注意事項

1. 保育の実施解除について

次のような場合、保育の実施を解除することがあります。

- ☐ 手続において書類の不備、虚偽があった場合
- ☐ 出産による理由で入所した方で、産後3ヶ月経過し、保育の必要性が認められない（他の理由で要件を満たさない）場合
- ☐ 勤務時間及び勤務日数が少ない場合（就労時間等が64時間に満たない場合）
- ☐ 入所申込時に求職中として「入所理由申請書・確認書」を提出しているが、3ヶ月経過しても就労等証明書が提出されない場合（保育の必要性がないと判断します）

2. 保育料等の滞納について

- ☐ 保育料等を3ヶ月以上滞納すると、児童手当より特別徴収を行う場合があります。
※特別徴収とは、「保育料(現年度分に限る)」を滞納している児童手当受給者の方を対象として、児童手当からその滞納分を差し引いて手当を支給するものです。これは、受給者の意思に依らず市の判断により強制的に徴収を実施する制度です。
- ☐ 保育料等の支払方法を相談されたい方は、子育てゆめるん課に事前連絡のうえお越しください。
- ☐ 保育料の滞納が長期にわたる場合は、法律に基づき差し押さえ等の処分を受けることがあります。

3. 無断欠席について

保育所等を欠席される場合は、早めに保育所等へご連絡ください。無断欠席を2～3日されますと、保育所等の職員又は子育てゆめるん課職員が電話連絡、自宅訪問をすることがあります。

4. 住民税の申告をされていない方について

令和7年度保育料等は、前年度・当年度住民税で決定されます。

申告をされていない方は、住民税額がわからないため、保育料徴収基準額を最高額（第8階層）に決定することになりますので、お早めに手続きください。

申告が必要となる方とは次に該当する方です（例外あり）。

- (1) 確定申告や住民税の申告をしていない。
- (2) 会社等からの給与支払報告等が税務課に提出されていない。
- (3) 申告や給与支払報告書の中で誰の扶養にもなっていない。

・事業収入・給与収入のある方は、配偶者等の扶養になっている、収入が少ないなどにかかわらず、必ず、市の税務課で申告してください。

・保育所の入所の際に就労証明を提出されている方で、その収入のデータがなければ、扶養されていても申告されていないと判断し、保育料徴収基準額を最高額（第8階層）に決定する場合があります。

5. 年度途中で住民税額が変更となる場合について

年度途中で税額が変更になった場合は、子育てゆめるん課にご連絡ください。

広域入所

南あわじ市にお住まいで、市外の保育所等へ入所希望する場合は、子育てゆめるん課へお問い合わせください。入所要件は、市外の保育所等へ入所しなければならない相当な理由があり、かつ入所を希望する保育所等が所在する市町村が認めた場合となります。

市外施設の入所申込期間は、南あわじ市とは異なりますので、希望する施設へ直接、ご確認いただき、その申込期間中に子育てゆめるん課窓口でお手続きしてください。

一時保育サービスについて（市こども園・福良こども園）

保護者の方がパートなどで週1～3日だけ断続的に働いたり、農作業などで一時的に保育できない場合、けがや病気で入院する等して家庭で保育が困難となった場合にお子さんを保育施設でお預かりします。毎日保育施設に通うのではなく、断続的な入所を希望する場合や、出産など緊急時の必要な時に利用することができます。

利用できる児童は、認可保育所等に入所していない児童です（里帰り出産等を除く）。

利用するためには、保育所入所と同様に保育を必要とする証明書等の提出が必要となります。利用希望の約15日前までに子育てゆめるん課又は各施設へお問い合わせください。

病後児保育について（市こども園病後児保育室）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やケガの回復期にある集団保育等が困難なお子さんを専用の保育室で、看護師と保育士がお子さんの体調に合わせ、一時的にお預かりし保育を行います。利用には、事前の登録が必要です。

利用を希望する場合は、子育てゆめるん課へお問い合わせください。

入所できなかった際の証明について

育児休業および給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず入所を申し込むことはできません。

速やかな職場復帰のために保育所等に申し込みをしたが、希望の施設が定員等で入所できなかった場合には、入所できない証明（保留通知書）を発行しますので子育てゆめるん課にお越しください。



参考資料（保育料徴収基準額について）

令和6年度の南あわじ市保育料徴収基準額一覧です。
令和7年度は、変更になる場合がありますのでご了承ください。

- ◎税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。
- ◎市町村民税所得割の額を課された賦課期日において、指定都市の区域内に住所を有していた場合は、賦課期日において南あわじ市に住所を有していたとみなして算定した額とします。
- ◎結婚・離婚等で家族構成が変更になりましたら、保育料が変更になることがありますので、必ず手続きをお願いいたします。
- ◎年度途中に税額が変更となった場合(修正申告等)についても、子育てゆめるん課までご連絡をお願いします。

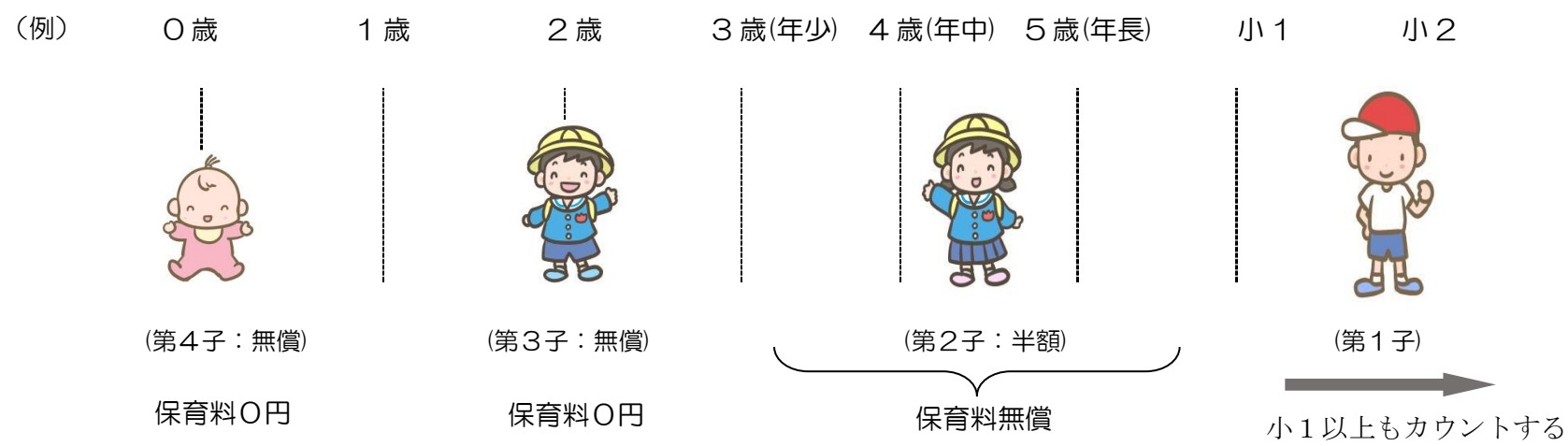
各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分				徴収基準月額(年齢は令和6年4月1日現在)			
階層区分	定 義			3歳未満児の場合		3歳児以上の場合	
				標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）等			0円	0円	保育料 0円 給食費 0円	
第2階層	市民税非課税世帯			0円	0円		
第3階層	市民税 (所得割額)	48,600円未満	ひとり親等世帯	9,000円	9,000円		
48,600円以上 57,700円未満		ひとり親等世帯	28,000円	26,000円			
		77,101円未満	9,000円	9,000円			
57,700円以上 97,000円未満 ※ひとり親等世帯については、77,101円以上				28,000円	26,000円		
第5階層		97,000円以上 169,000円未満		37,000円	35,000円	保育料 0円 給食費 別途徴収	
第6階層		169,000円以上 301,000円未満		41,500円	39,500円		
第7階層	301,000円以上 397,000円未満		45,000円	43,000円			
第8階層	397,000円以上		48,000円	46,000円			

- ◎「ひとり親世帯等」に該当するのは以下の世帯です。
- ①ひとり親世帯
 - ②在宅障害児(者)のいる世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する方のいる世帯
特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者のいる世帯
 - ③その他の世帯・・・保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯

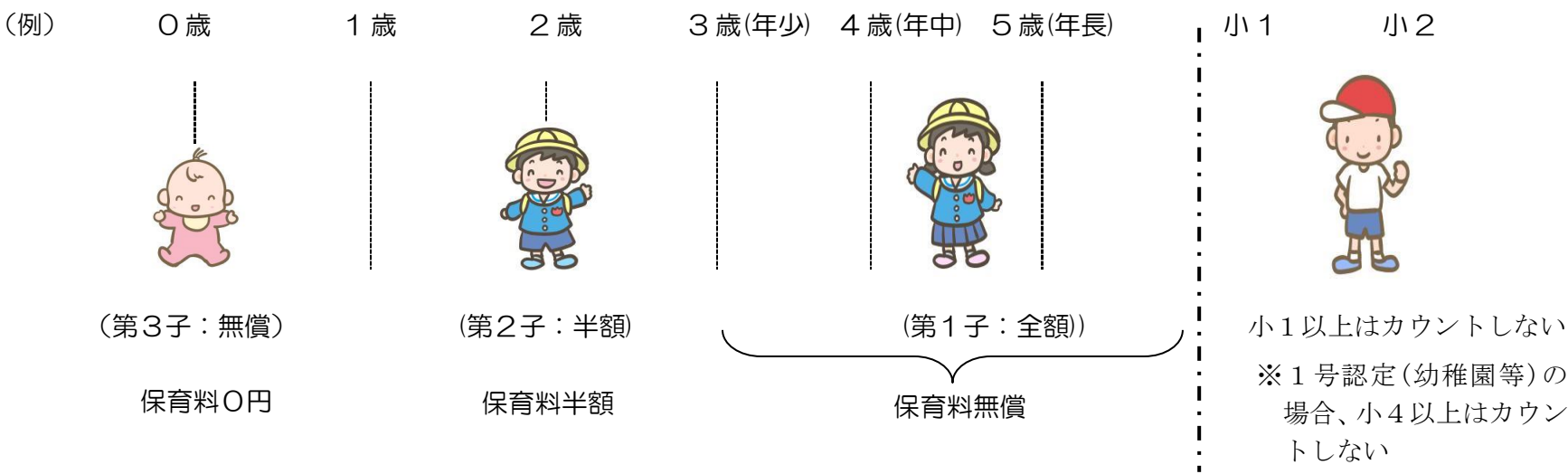
多子世帯やひとり親世帯等への保育料の負担軽減について

くきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります※1＞
※1 階層区分によって、多子計算のカウント方法が異なります（下図参照）。
※2 給食費は半額の対象となりません。

市民税所得割額 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の世帯（小学生以上もカウントする）
※ひとり親世帯等は、2人目以降無料となります



市民税所得割額 57,700 円以上（ひとり親世帯等は 77,101 円以上）の世帯（小学生以上はカウントしない）



市内保育所等一覧

1. 市立保育所（園）

	所在地	電話番号	定員	受入年齢	備考
倭文保育園	倭文庄田 275 番地	46-0654	60	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
広田保育園	広田中筋 195 番地 1	45-0040	150	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
榎列保育所	榎列下幡多 432 番地	42-2392	120	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
八木保育所	八木鳥井 427 番地	42-0559	120	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00 土曜日保育(集約) 8:00~18:00※認定時間による
神代保育所	神代地頭方 1496 番地 1	42-1252	120	生後 10 ヶ月以上	平日 7:30~18:30 延長保育(有料)7:00~19:00
志知保育所	志知佐礼尾 363 番地	42-3101	45	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
賀集保育所	賀集 1028 番地	54-0458	120	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
北阿万保育所	北阿万新田中 57 番地 1	55-0075	90	生後 1 歳以上	平日 8:00~18:00
阿万保育所	阿万下町 41 番地	55-0133	90	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00

2. 市立幼保連携型認定こども園

伊加利こども園	伊加利 614 番地 2	39-0026	36	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
市こども園	市三條 886 番地	42-0215	175	生後 10 ヶ月以上	平日 7:30~18:30 延長保育(有料)7:00~19:00 一時保育、病後児保育

3. 市立幼稚園

湊 幼稚園	湊 736 番地	36-2835	45	3 歳児以上	平日 8:30~16:00
津井幼稚園※	津井 2280 番地 2	38-0352	45	3 歳児以上	平日 8:30~16:00
志知幼稚園	志知南 15 番地	36-3340	45	3 歳児以上	平日 8:30~16:00

※休園中。申込人数が少数の場合、引き続き休園となります。

4. 公私連携幼保連携型認定こども園

福良こども園	福良乙 1198 番地 1	52-0252	93	生後 10 ヶ月以上	平日 7:30~18:30 一時保育有 土曜日 7:30~12:30
--------	---------------	---------	----	------------	---------------------------------------

5. 私立幼保連携型認定こども園

幼保連携型 認定こども園 松帆北	松帆櫟田 198 番地	36-2410	45	生後 2 ヶ月以上	月~土 7:30~18:30
幼保連携型 認定こども園 松帆南	松帆高屋乙 192 番地	36-2344	86	生後 2 ヶ月以上	月~土 7:30~18:30

6. 地域型保育所

すくすく保育園	八木寺内 1152 番地 1	43-2139	19 (地域枠 5)	生後 2 ヶ月以上	月~金 7:30~18:30 土曜日 7:30~18:00
翁寿園保育所	八木寺内 373 番地 1	42-6006	7 (地域枠 2)	生後 10 ヶ月以上	月~日 8:30~18:00
よつば保育園	広田広田 889 番地 9	45-1551	12	生後 10 ヶ月以上	平日 7:30~18:30 土曜日 8:30~17:30
沼島よつば保育園	沼島 2368-1 沼島総合センター内	070-1066 -2605	6	生後 10 ヶ月以上	平日 8:30~17:00 土曜日(第 2 第 4):9:00~15:00

7. 私立幼稚園

淡路さゆり幼稚園	潮美台 1 丁目 26 番地	52-0778	15	満 3 歳以上	平日 9:00~18:00
----------	----------------	---------	----	---------	---------------